

ロシア連邦政府

決定

2022年11月22日付第2108号

モスクワ

連邦法「外国の影響のもとにある者の活動の監視について」第9条第3項および第4項に定める、表示の掲載に関する要求を含む、表示の掲載規則、  
ならびに連邦法「外国の影響のもとにある者の活動の監視について」第9条第3項および第4項に定める表示の形式の承認について

連邦法「外国の影響のもとにある者の活動の監視について」第9条第5項に基づき、ロシア連邦政府は以下のように決定する：

1. 以下の添付文書を承認する：

連邦法「外国の影響のもとにある者の活動の監視について」第9条第3項および第4項に定める、表示の掲載に関する要求を含む、表示の掲載規則；

連邦法「外国の影響のもとにある者の活動の監視について」第9条第3項および第4項に定める表示の形式；

2. 本決定は2022年12月1日に発効し、発効日より6年間有効とする。

ロシア連邦政府議長

M. ミシュスチン

2022年11月22日付  
ロシア連邦政府決定第2108号  
により承認

連邦法「外国の影響のもとにある者の活動の監視について」第9条第3項および第4項に  
定める、表示の掲載に関する要求を含む、

#### 表示の掲載規則

1. 本規則は連邦法「外国の影響のもとにある者の活動の監視について」第9条第3項および第4項に定める、表示の掲載に関する要求を含む、表示の掲載手順について規定する。
2. 連邦法「外国の影響のもとにある者の活動の監視について」第9条第3項および第4項に定める資料であって、外国エージェント、法人を設立することなく活動する社会団体の設立者、構成員、参加者、指導者、外国エージェント登録簿に記載された法人の責任者、またはこのような法人の機関のメンバーになっている者によって作成されるおよび（または）流布される、テキストまたは音声・映像形式（以下、それぞれ「テキスト資料」、「音声・映像資料」と称す）を有する資料には、連邦法「外国の影響のもとにある者の活動の監視について」第9条第3項および第4項に定めるテキスト情報の形で、2022年11月22日付ロシア連邦政府決定第2108号「連邦法『外国の影響のもとにある者の活動の監視について』第9条第3項および第4項に定める、表示の掲載に関する要求を含む、表示の掲載規則、ならびに連邦法『外国の影響のもとにある者の活動の監視について』第9条第3項および第4項に定める表示の形式の承認について」によって承認された形式による表示（以下、「テキスト表示」と称す）を添付しなければならない。
3. 連邦法「外国の影響のもとにある者の活動の監視について」第9条第3項および第4項に定める資料であって、外国エージェント、法人を設立することなく活動する社会団体の設立者、構成員、参加者、指導者、外国エージェント登録簿に記載された法人の責任者、またはこのような法人の機関のメンバーになっている者によって作成されるおよび（または）流布される、音声メッセージまたは音声資料（以下、「音声資料」と称す）の形式を有する資料には、連邦法「外国の影響のもとにある者の活動の監視について」第9条第3項および第4項に定める音声形式で、2022年11月22日付ロシア連邦政府決定第2108号「連邦法『外国の影響のもとにある者の活動の監視について』第9条第3項および第4項に定める、表示の掲載に関する要求を含む、表示の掲載規則、ならびに連邦法『外国の影響のもとにある者の活動の監視について』第9条第3項および第4項に定める表示の形式の承認について」によって承認された形式による表示（以下、「音声表示」と称す）を添付しなければならない。
4. テキスト表示および音声表示はロシア語で掲載されるものとする。
5. テキスト表示のフォントサイズはテキスト資料のフォントサイズの2倍とする。
6. テキスト表示のフォントの色はテキスト表示が掲載される背景の色と対照的になるようにしなければならない。
7. テキスト表示はそれぞれのテキスト資料の冒頭にタイトルの下に掲載されるものとし、タイトルがない場合には、テキスト資料の冒頭に直接掲載されるものとする。
8. テキスト資料に含まれるテキスト、画像、その他のメッセージ、またはその断片に、テキスト表示を重ねてはならない。
9. 音声・映像資料に掲載されるテキスト表示は映像のサイズの20%以上の面積で映像の中心に配置されるものとする。

10. 音声資料の音声の部分に音声形式の表示を重ねてはならない。
11. 音声形式の表示には、再生速度を速める技術が適用可能であってはならない。
12. 音声形式の表示の再生音声の音量は音声資料の音量以上にしなければならない。
13. 音声映像資料中のテキスト表示および音声資料中の音声形式の表示は当該資料の放送（再生）時、ならびに当該資料の放送（再生）の中断後に放送（再生）を再開する度に冒頭に配置されるものとする。
14. 音声映像資料の放送（再生）冒頭における当該資料中のテキスト表示の表示時間は15秒以上とする。

連邦法「外国の影響のもとにある者の活動の監視について」

第9条第3項および第4項に定める表示の形式

1. 連邦法「外国の影響のもとにある者の活動の監視について」第4条に定める種類の活動を行うことに伴って、外国エージェントによって作成され、（または）マスメディアを介するおよび（または）情報通信ネットワーク「インターネット」を利用するものを含めて、流布される資料、上記の連邦法第4条に定める種類の活動を行うことに伴って、外国エージェントによって公的権力機関、教育機関、その他の機関および組織に送付される資料、上記の連邦法第4条に定める種類の活動に関係し、マスコミを介するおよび（または）情報通信ネットワーク「インターネット」を利用するものを含めて、流布される情報のためには、連邦法「外国の影響のもとにある者の活動の監視について」第9条第3項に定める以下の表示の形式が使用される。

「本資料（情報）は外国エージェント \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ によって  
（外国エージェント登録簿中の名称、姓、名、父称（ある場合））

\_\_\_\_\_（作成、流布、（または）送付された）

あるいは外国エージェント \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ の活動に関係する」。  
（外国エージェント登録簿中の名称、姓、名、父称（ある場合））

2. 連邦法「外国の影響のもとにある者の活動の監視について」第4条に定める種類の活動を行う場合において、法人を設立することなく活動する社会団体の設立者、構成員、参加者、指導者、外国エージェント登録簿に記載された法人の責任者、またはこのような法人の機関のメンバーになっている者によって作成され、（または）流布される資料、上記の連邦法第4条に定める種類の活動を行うことに伴って、上記の者によって公的権力機関、教育機関、その他の機関および団体に送付される資料、上記の連邦法第4条に定める種類の活動に関係し、マスメディアを介するおよび（または）情報通信ネットワーク「インターネット」を利用するものを含めて、流布される情報のためには、連邦法「外国の影響のもとにある者の活動の監視について」第9条第4項に定める以下の表示の形式が使用される。

「本資料（情報）は外国エージェント登録簿に記載された\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_である

（連邦法「外国の影響のもとにある者の活動の監視について」第9条第4項に記載された者の組織の設立者、構成員、参加者、指導者、または同組織の機関のメンバーになっている者）<sup>i</sup>

\_\_\_\_\_によって

\_\_\_\_\_（姓、名、父称（ある場合））

\_\_\_\_\_」。

\_\_\_\_\_（作成、流布、（または）送付された）

<sup>i</sup> 訳注：赤字部分、原文言葉の続き具合が不自然で、また直前の第2項の内容とも一致しません。「外国エージェント登録簿に記載された」を削除し、下線の下（ ）内に、「法人を設立することなく活動する社会団体の設立者、構成員、参加者、指導者、外国エージェント登録簿に記載された法人の責任者、またはこのような法人の機関のメンバーになっている者」とするべきものではないかと思われます。